

キューバ政府指導部 2019年12月21日現在

12月21日、第9期第4回通常国会で、憲法の第六編 国家機構 第四章 共和国政府 第二節に基づき、ディアス＝カネル大統領の推薦により、国会で満場一致で次のように、首相他閣僚評議会 34 名が任命されました。

- マヌエル・マレーロ・クルス M 首相
- ラミーロ・バルデス・メネンデス M 副首相序列 1
- ロベルト・モラーレス・オヘーダ 副首相序列 2
- イネス・マリア・チャプマン(F) 副首相序列 3
- ホルヘ・ルイス・タピア 副首相序列 4
- アレハンドロ・ミゲル・ヒル・フェルナンデス 副首相序列 5
- リカルド・カブリサス・ルイス 副首相序列 6
- ホセ・アマード・リカルド・ゲーラ 閣評書記

その結果、キューバ政府の権力構造は下記のようになります。

権力優先順位（憲法第5条による）：共産党政治局員、共産党書記局員、共産党中央委員、国家評議会委員、閣僚評議会委員、国会議員

青色は再任、緑色は新任

n.d.はデータなし。Fは女性、Mは軍人 名前の先頭の数字は、党政治局の序列

氏名	生年月日	党内地位	国評 21 名	閣評 34 名	軍、性別
1 ラウル・カストロ・ルス M	31.06.03	第一書記			前国家評議会議長 革命軍將軍
2 ホセ・ラモン・マチャード・ベンテウーラ	30.10.26	党第二書記 書記局指導			前国家評議会副議長
3 ミゲル・ディアス＝カネル・ベルムーデス	60.04.20	政局	大統領		前オルギン県第一書記
6 サルバドル・バルデス・メーサー	45.06.13	政局	副大統領		前 CTC 書記長
4 エステバン・ラソ・エルナンデス	44.02.26	政局	国会議長 国評議長	--	前ハバナ県第一書記
アナ・マリア・マリ・マチャード(F)	63.05.22	中央委	国会副議長 国評副議長		人民最高裁判所副 長官
オメロ・アコスタ・アルバレス M	1964	--	国会書記 国評書記	--	軍事法廷判事 ラウル秘書室
16. テレサ・マリア・アマレジェ(F)	1964	政局	国評員	--	FMC 書記長
ホルヘ・アマドール・ベルランガ・アコスタ	1963	--	国評員	--	遺伝・バイオ研究 センター所長
ロサリーナ・フォルニエー	1966	--	国評員	--	キューバ建築家連

ル・フロメタ(F)					合メンバー
13. ウリセス・ギラルテ・デ・ナシミアント	1965	政局	国評員	--	CTC 書記長
ベアトリス・ジョンソン・ウルティア(F)	1970	中央委	国評員	--	サンティアゴ県議会 会議長
カルロス・アルベルト・マルティネス・ブランコ	1969	--	国評員	--	共産主義青年同盟 全国委員
フェリシア・マルティネス・スアレス(F)	1965		国評員	--	ALUME 公社総裁
カルロス・ラファエル・ミランダ・マルティネス	1965	中央委	国評員	--	CDR 責任者
イブシイ・モレーノ・ゴンサーレス(F)	1981	--	国評員	--	女子ハンマー投げ 選手
スセリ・モルファ・ゴンサーレス (F)	1983	中央委	国評員	--	UJC 第一書記
15 ミリアム・ニカード・ガルシア F	1960	政局	国評員	--	情報科学大学学長
ジョエルキス・サンチェス・クエヤール	1985	中央委	国評員	--	共産主義青年同盟 機関紙編集長
エリサベス・ペーニャ・トゥルウエジャス(F)	1965	--	国評員	--	都市農業専門家
ヤンシ・マリア・ブラボ・オフアリアル(F)	n.d.	--	国評員		ハバナ監察長長官
ラファエル・ラモン・サンティエステバン・ポソ	1970	中央委	国評員	--	ANAP 総裁
ホセ・アンヘル・フェルナンデス・カスターネーダ	n.d.	--	国評員		FEU 議長
アレクシス・ロレンテ・ヒメネス	n.d.	--	国評員		サンクティスピリ トゥス議会議長
エドワード・モイセス・クエバス	n.d.	--	国評員		国立図書館長
マヌエル・マレーロ・クルス M	63.07.11	--	議員	首相	前観光相、大尉、 元 Gaviota 社長
5 ラミーロ・バルデス・メネンデス M	42.04.28	政局		副首相序列 1	革命司令官
14 ロベルト・モラーレス・オヘーダ	67.06.15	政局		副首相 2	前保健相
イネス・マリア・チャプマン (F)	65.09.09	中央委		副首相 3	前全国水資源庁長 官

ホルヘ・ルイス・タピア	n.d.	中央委	議員	副首相 4	カマグエイ県第一書記
アレハンドロ・ミゲル・ヒル・フェルナンデス	64.02.06	--	議員	副首相 5	経済・企画相
リカルド・カブリサス・ルイス	37.01.21	元中央委	--	副首相 6	前経済・企画相
ホセ・アマード・リカルド・ゲーラ	52.09.13	中央委	議員	閣評書記	
7 レオポルド・シントウラ・フリーアス M	41.07.17	政局		閣評	国防相、前西部方面軍司令官、軍将
フリオ・セサル・ガンダリージャ・ベルメホ M	43.05.04	中央委	議員	閣評	内務相
ホセ・ラモン・サボリード・ロイディ	50.08.28	--	議員	閣評	高等教育相
エナ・エルサ・ベラスケス(F)	56.04.19	--	議員	閣評	教育相
メイシ・ボラーニョス・ウエイイス	1971	--	議員	閣評	財政・価格相 19.01.09 任命
レネ・メサ・ビジャファニャ	58.04.07	--	議員	閣評	建設相
ロドリゴ・マルミエルカ・ディアス	56.10.14	中央委	議員	閣評	貿易・外国投資相
8 ブルーノ・ロドリゲス・パリージャ	58.01.22	政局	議員	閣評	外相
エドゥアルド・ロドリゲス・ダビラ	1967		議員	閣評	運輸相
エルバ・ロサ・ペレス(F)	60.10.20	中央委	議員	閣評	科学・技術・環境相
オスカル・マヌエル・シルベイラ・マルティネス	n.d.	--	議員	閣評	法相
ベツィ・ディアス・ベラスケス (F)	n.d.	--	議員	閣評	国内商業相
アルピディオ・アロンソ・グラウ	n.d.	--	議員	閣評	文化相
ホルヘ・ルイス・ペルドモ・ディレージャ	1970	--	議員	閣評	情報・通信相
ホセ・アンヘル・ポルタル・ミランダ	1968	中央委	議員	閣評	保健相
グスタボ・ロドリゲス・ロジェーロ	63.06.21	--	議員	閣評	農業相
アントニオ・ロドリゲス・ロ	n.d.	--	議員	閣評	全国水資源庁長官

ドリゲス					
アルフォンソ・ノヤ・マルティネス	64.12.07	--	議員	閣評	ICRT 長官
オスバルド・ベント・モンテイエール	n.d.	--	議員	閣評	INDER 長官 19.03.06 任命 前同省次官
マルタ・エレナ・フェイトー・カブレラ(F)	n.d.	--	--	閣評	労働・社会保障相 前同省次官
フアン・カルロス・ガルシア・グランダ	n.d.	--	--	閣評	観光相 前同省次官
マルタ・サビーナ・ウイロン・ゴンサーレス(F)	n.d.	--	--	閣評	キューバ中央銀行 総裁、前キューバ 外国銀行総裁
マヌエル・サンティアゴ・ソブリーノ・マルティネス	n.d.	--	議員	閣評	食料工業相 前グランマ州政府 議長
エロイ・アルバレス・マルティネス	n.d.	--	--	閣評	工業相 前同省次官
リバン・アロンテ・クルス	n.d.	--	議員	閣評	エネルギー・鉱山 相、前同省次官

共和国大統領の規定

- 第 120 条. 共和国大統領は、国の元首である。
- 第 121. 大統領は、国会で過半数に寄り選出され、5 年の任期（2 期継続）、活動を国会に報告する。その後は大統領にはなれない。
- 大統領の要件は、国会議員、35 歳以上、キューバ出生のキューバ人、他の国籍を有しない。また第 1 期選出のおり 60 歳未満とする。

第 123 条. 大統領の権限

- 憲法の遂行状況を監視する。
- 国を代表し次のことを行う。
- 外交、他国との関係、国の防衛、安全保障を指揮する。
- 国会が発行する法律、政令を承認し、官報に記載する。
- 大統領選出後、閣僚評議員を提案する。
- 首相、最高裁長官、検事総長、共和国総監査庁長官、全国選挙管理委員会委員長、閣僚評議会委員、県知事の指名、更迭を国会に提案する。
- 首相の首相活動、閣僚評議会及び同執行委員会の報告を受け、評価し、決定を採用する。
- 武装機関の最高司令官の任務を遂行する。
- 国家防衛評議会を主宰し、国会あるいは国家評議会に戦争事態、軍事侵略を受けた場合戦争を提案する。

- 国の防衛が必要な場合、国会あるいは国家評議会に総動員を宣言し、緊急事態、災害事態を宣言する。その会議が実施されない場合は、法的手段に訴える。
- 権限を行使して大統領令を公布する。
- 他国でのキューバ外交活動責任者の任命、解雇を国家評議会に提案する。
- 閣僚評議会及び同執行委員会の会議を主宰する。

第 124 条. 副大統領の規定及び権限

- 国会議員、35 歳以上、キューバ出生のキューバ人、他の国籍を有しない。また第 1 期選出のおり 60 歳未満とする。
- 大統領から委任された権限を行使する。
- 第 126. 共和国大統領が病気あるいは死亡で欠缺の場合、国会で新大統領が選出されるまで、副大統領が一時的に代行する。
- 副大統領職が空席となった場合、国会は後継者を選出する。
- 大統領及び副大統領の欠缺が決定的な場合は、国会が後継者を選出するまで、国会議長が臨時に大統領職を代行する。

第六編 国家機構 第四章 共和国政府 第二節で新たに首相が規定されています。

第 135 条 首相

- 首相は、政府首班である。
- 第 136 大統領の提案により、国会が過半数により指名する。任期は 5 年。
- 第 137. 首相は、国会と大統領に首相、閣僚評議会、閣僚評議会執行委員会の活動報告を行う。
- 第 138. 首相要件は、国会議員、35 歳以上、キューバ出生のキューバ人、他の国籍を有しない。

第 139 条. 首相の権限

- 共和国政府を代表する。
- 閣僚評議会及び同執行委員会を招集し、指導する。
- 国の中央行政機関、国家機関、地方行政機関の活動を管理する。
- 国の中央行政機関を指導する。
- 共和国大統領に、閣僚評議会員更迭を、後継者を指定して要請する。
- 国の中央行政機関の長の仕事を管理する。
- 県知事への指示を出す。
- 閣僚評議会の行政・管理問題についての決定を、例外的に行う。
- 閣僚評議会及び同執行委員会で採択された法的措置に署名する。
- 特別な問題で、ワーキング・グループを組織する。

2019 年 12 月 22 日 新藤通弘